

食安発0516第6号

平成26年5月16日

(最終改正: 平成29年3月17日生食発0317第19号)

各 都道府県知事
保健所設置市長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

対フィリピン輸出牛肉の取扱いについて

標記については、フィリピン農業省との協議の結果、別紙のとおり「対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対して周知及び指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮願います。